バークのプロテスタント・アセンダンシー批判

真嶋正己*

Burke's Criticism on the Protestant Ascendancy

MAJIMA Masami

On noticing that the Catholic Relief Bill of 1792 refused to admit the Irish Catholics to the elective franchise, Edmund Burke (1729-1797) determined to lash out at the system of governing Ireland. That was what is called a criticism on the Protestant Ascendancy. In *Letter to Richard Burke* (post 19 February 1792), he found fault with the Protestant Ascendancy from two points of view: first, from the connotation of the term "Ascendancy", and second, from the fact that even eviler results would emerge with the name of Protestant being attached to Ascendancy. In particular, in the case of the latter, Burke appreciated that Protestant Ascendancy would not only damage religion but also endanger the existence of civil society itself by professing religious persecution. And what is more important is that Edmund Burke was persistent in seeking ways and means to secure "the good of the Commonwealth" while advocating the constitution, no matter how dismal the situation of Ireland had been.

Kev Words (キーワード)

Edmund Burke (エドマンド・バーク), Protestant Ascendancy (プロテスタント・アセンダンシー), Irish Catholics (アイルランド・カトリック), franchise (選挙権), religious persecution (宗教的迫害)

(1)

前稿でみたように、1792年1月25日にカトリックに対する救済法案がH. ラングリッシュ(Sir Hercules Langrishe)の手によりアイルランド下院に上程されたが、しかしそれは、わずかに法曹職に就く権利、結婚の自由および教育を受ける権利等を認めただけで、カトリックがもっとも強く希求していた選挙権については一切譲歩する意思のないことを宣明するものであった。1)これは、選挙権の専有こそが「カトリック法」に依拠した少数支配をからくも維持する最後の堡塁であると、国教徒に強く思念されたことによる。1782年のカトリック救済法においてカトリックに自由土地

保有権を付与するのと引き替えに選挙権の剥奪を再規定した際の強い決意が、10年の時を経て沸騰した政治情況の中でより明確な意思として再び表明されたのである。1792年のカトリック救済法案に選挙権が含まれることを切に望んでいたバークにとって、統治者のそうした無知蒙昧にして頑迷固陋な姿勢は国制を危殆に瀕せしめるものであり、ここに彼は、アイルランドの統治体制そのものを批判することを決意した。それが1792年2月19日以後に認められた『リチャード宛書簡』(Letter to Richard Burke)である。なお息子リチャードに宛てて認められたこの書簡は、当初出版することを念頭に置いて書き出されたが、結局最後まで書き上げられることはなく1812年に不

^{*} 広島文化学園大学 社会情報学部(Faculty of Social Information Science, Hiroshima Bunka Gakuen University)

完全な形のまま最初の著作集に収められた.2)

(2)

本書簡でまずバークは、カトリックの選挙権からの全面的な排除を取り上げて「自然の成り行きからすれば、独占国家にあっては如何なる愛国心も存しえない。党派心は存するやもしれないが、しかし公共心は何一つとして存しえない。自由の精神についていえば、ましてなおさらそれやそれに類するものなど存しえようがない」(傍点、原文イタリック、以下同様、)とした上で、次のように述べている、「偏頗な自由は特権や特典であって、自由ではない。その名に値するような自由とは、偽りがなく公正で広く満ちわたって偏らない原理である。それは大にして拡張された徳であって、強欲にして自己的で狭量な悪徳ではない」30と

当然にも、選挙権は自由土地保有権と並んでそ の主要な一つである以上、一部少数の一団が専有 すべきものであってはならない. 彼にとってカト リックの選挙権からの全面的な排除は専制以外の 何ものでもなかった.4) それゆえ彼は、「ある党派 がまさしくその政府を凌駕し、そして民衆をもま た圧倒しうるように形づくられた国制とは、統治 と自由のどちらの目的にも合致しない. それは. 臣民を等しく保護してしかるべきであり、そして しばしばそうした傾向にあっただろう。かの権力 をしてその信託を欠き、その目的を妨害し、そし てある徒党の不法行為の道具も同然なものとなる よう強いる」と述べて、次のように論断する. 日 く、「民衆の大部分を喜ばせることに何の関心も 有さず,彼らを後援することも,支障なく彼らの 支持を求めることもできず、また暴威をふるう党 派をぐらつかす力もない政府とは、ただただ腐敗 によってのみ存続しうる」5)と、言葉に先鋭な響 きを有するものの、その主意は『カトリック法論』 (Tracts relating to Popery Laws) を企図して以来, 彼が折に触れて述べてきたことであるが、ここで 留意すべきは、アイルランドの統治は一部の徒党・

党派により私され、統治体制それ自体が反国制的で腐敗と汚辱に充ち満ちたものに堕していると、彼が初めて明確に指弾している点である。爾来彼は、そうした統治批判を強めていくことになるが、その起点となるのが「プロテスタント・アセンダンシー」(Protestant Ascendancy) 批判である。

このプロテスタント・アセンダンシーという用 語は、1792年頃から用いられ始め19世紀前半ま でに広範に流通するようになったもので、国教徒、 とりわけ格段の実効的権力ないし影響力を有した 上層土地保有者がカトリック法の下に強く固執し たアイルランドにおける排他的・優越的支配を指 す言葉として一般に解されている. 6) その始原は 1782年のカトリック救済法案をめぐるアイルラ ンド下院での審議にまで遡ることができるが. 1792-93 年にかけて選挙権付与に対し国教徒の側 から激しい反対運動が巻き起こる中でそのスロー ガンとして確たる形で定着するようになった. 7) バークは、まさにその端緒となった事柄について 次のように書き記している.「ある一つの言葉が 近頃アイルランド政庁で作り出され、そこから ……市庁舎に運ばれ、そこで自治体の検査を通過、 しっかりと刻印・保証されて、すぐさま議会で流 通するようになり、アイルランド政庁に臣従礼の 供物として下院議長より威風堂々と返納された. その言葉とは、アセンダンシーである |⁸⁾ と、こ れは、アイルランド政庁とダブリン市、アイルラ ンド議会が三位一体となってプロテスタント・ア センダンシーを認証し、国教徒によるアイルラン ドの独占的支配の維持・継続を宣明せんとした事 実を明らかにしているが、そのことはまた、アイ ルランド政庁までが一部の徒党・党派に籠絡され その掌中にあることを左証するものでもあった. 1792年1月26日にリチャードに宛てた書簡の中 で、彼が「大多数の民衆の法益剥奪(ないしは、 少なくともわたしがそうしたものと考えるもの) をアイルランド統治の不変的格律とみなしてい る |⁹⁾ と述べて、アイルランド政庁の行為を言葉 激しく非難したのもそのことによる.

バークは,このプロテスタント・アセンダンシー

を二つの観点から批判している. 第一の観点は, アセンダンシーという言葉それ自体がもつ意味で ある、彼は、アセンダンシーについてまず「愛情 や崇敬により、あるいは卓越した処理能力や手際 の良さにより他の人々の心に対して獲得された影 響力」と定義する. これは、直截的には信服を得 た上位者の下位者に対する精神的信望ないし威光 を指すもので、もっぱら道徳的範疇において用い られるのが常であったが、彼自身は、その言葉が 市民的ないし政治的に使用されることについて必 ずしも非を入れない. むしろそれどころか,「叡 智や徳. およびそれらがかの人々に呼びさます彼 ら[カトリック]の自由と幸福への高潔な心遣い と愛着についての所信に由来する権威により」用 いられるならば、そうした言葉を政治的範疇で使 用することは可能であり、「真に言葉を豊かにす るといわれるやもしれない」¹⁰⁾ とさえいう. しか しながら、アイルランドにおいて仰々しくも厳か に宣せられたプロテスタント・アセンダンシーな るものの実際は、その原義から遠く隔たり、まっ たく似ても似つかぬものであった.彼は、「徳に よって、愛情によって、あるいは策略や誘惑によっ てでさえ獲得された影響力を意味するものでは断 じてない」として、次のように論じている.

新しいアセンダンシーとは、往古の支配である。それは、自らのみをコモンウェルスの唯一の市民とみなし、残余の者たちを力ずくで絶対的に隷属した身分へと貶めることにより彼らに対する支配を維持し、このように可能な限り防備を強化して全体的な貢献の結果である公財産を戦利品として、自分たちの間でのみ分けようとするアイルランドの一団の決意以外の何ものでもない。¹¹⁾

こうしたプロテスタント・アセンダンシーの宣明は、統治の根本原理として「一般社会の主要部の完全な排除のうちに以前には全体に属した諸権利をある特恵的な市民の一団に(身分とか社会的地位とかにほとんど、あるいはまったく関係なく)限定する」¹²⁾ ことを何恥じることもなく謳い上げたものであるが、バークにとって問題であったの

は、それがまったき往古の専制支配と質を同じく するにもかかわらず、アセンダンシーという言葉 がその禍禍しい本質を覆い隠すにこの上ない働き をしていたことである.彼は.「アセンダンシー という脆弱な言葉は、その響きは非常に柔らかく 旋律的で、元々の用法では非常に沈静的・緩和的 であったが、今では政策立案の中でもっとも厳格 で、おそらくもっとも思慮の欠けるものを完全に 隠蔽するために用いられている」13)と述べている. アセンダンシーという言葉が非常に多義的で、意 識レベルにおいて如何様にも用いられうることを 彼は重々承知しており、アイルランドにおけるそ れが「関係にある一方の側の驕慢と支配、他方の 側の従属と恥辱を意味する」以上、いとも容易く 使用者の意思や意図に左右されるのは当然であっ て、そのことをまったく意に介さない悪意に満ち た狡猾にして軽薄な使用は「道徳的で理知的な人 間には耳障りで不快である」14)とする.

次に第二の観点であるが、そうしたアセンダン シーという言葉にプロテスタントの名が冠せられ ることによりさらに一層悪しき結果がもたらされ るということである. バークは、次のように述べ ている.「もしプロテスタント・アセンダンシー が図抜けてその大部分を占める国民からの公権剥 奪を意味するならば、そのときプロテスタント・ アセンダンシーは恥ずべきものであり、それは存 してしかるべきものではない、しかし、より以上 に深刻な弊害がある. 非常に頻繁になされるその 用語の使用、およびそれに接ぎ木される政策によ り、プロテスタントの名は、……迫害的な党派の 名に過ぎなくなるか,同然なものとなる」¹⁵゚と. このようにプロテスタント・アセンダンシーの官 明は、プロテスタント、なかんずく国教徒による カトリック迫害の維持・継続を明確な意思として 明らかにするところにその目的を有したが、ここ での彼の議論の要点は、こうした迫害が過ぎ去り し古き時代の迫害とはまったく異なり、明瞭で確 固とした宗教的格律も, 迫害に特有な熱意や慈悲 心も有さず、結果的に改宗ではなく、ただ単に背 信のみを助長するものであって、まさにそれがた

めに無神論を招来させることになるというところ にある. 有り体に言えば、プロテスタント・アセ ンダンシーは、民族的敵意に基づいた純然とした 政治的・経済的・社会的迫害であるにもかかわら ず、ことさらプロテスタントの名が冠されて見か け上は宗教的迫害の風を強くするがために、 逆に 宗教そのものを致命的なまでに毀損するというこ とである。そもそも、宗教とは「われわれ死すべ き運命にある者の大いなる慰藉の源」であり、「こ の慰藉を享受するために人は、教育か、習慣か、 教説か. はたまた権威の何れかのうちの某かの原 理に基づき自らの宗教を信仰する | 16) のであるが、 背信を人為的に強要するこうした迫害は、カト リックから宗教の基である原理を有無もいわさず 奪い去り、彼らを精神的虚無へと追いやるだけで ある.

ここでまずバークの心にあったのは、選挙権を 拒絶されたカトリックが絶望のあまり雪崩を打っ て急進的な非国教徒の陣営に流れ込むのではない かという懸念であるが、暗澹たる思いで心を痛め ていた彼が目を向けたのは、プロテスタントの追 害の基となったカトリック法の目的であり、その 内実である、彼は、「それは、国定宗教およびそ の教義と儀式への随順を奴隷の境遇から脱する条 件とはしていない. そうしたことは断じてない」 とした後で、「300万もの人々に、彼らや彼らの 父祖が神聖と信ずるよう教えられてきたものすべ てを捨て去る」ように命じるだけであり、彼らが 求められるのは「ただただ清廉にして有徳なる者 にとってもっとも下品にして不作法な言葉で教え を公然と強く否定すること、 自らのそれまでの生 活全体を口汚く罵ること、および彼らが受けてき た教育を中傷すること」17)であると断じている. カトリック法は国民の四分の三とも、五分の四と もいわれる大多数の人々を対象にするものであ り、これまで彼は、従来の宗教的迫害とはまった く質を異にすることを再三にわたって指摘してき た. 従来の宗教的迫害は何よりも改宗を目的とす るものであったが、カトリック法の対象範囲の異 常さは現実問題としてそれを不可能とする。その 結果がカトリックの奴隷の境遇への留置であり、彼が「往古の支配」と呼ぶのもそのためであるが、しかるがゆえに彼は、「プロテスタントという言葉は、奴隷の境遇にある300万もの民衆を土牢に閉じ込める呪文である」といい、こうしたプロテスタントの迫害を「宗教そのものへの迫害」¹⁸⁾ とみなすのである。

このようにバークは、プロテスタント・アセン ダンシーが外形的に宗教的迫害の装いを凝らすこ とにより、逆に宗教そのものを毀損するとしてそ れを批判したが、それは、彼がフランス革命の中 に反国制性・反宗教性を見て取っていたことによ る. 彼は、当時盛んに用いられていた「プロテス タントの利益」に異を唱えて、「もしイングラン ドの国教会と国制がこれらの島々で倒壊するとし て (それらは同時に倒壊するだろうが). その廃 墟の上にそびえ立つのは、 プレスビテリアンの戒 律でもなければ、カトリックの位階制でもない. それは、ローマ教会でもなければ、スコットラン ド教会でもないだろう. ……それは、人間の権利 という今や最初の発酵の真っ只中にある新しい狂 信的な宗教である」19 という. 1790年2月9日に 下院で行った『軍事予算に関する演説』(Speech on the Army Estimates) の中で彼は、フランスがも たらす脅威について「情け容赦のない専制政治」 ではなく,「アナーキーから生ずる危険」に,「非 寛容ではなく、無神論から生ずる危険 | に変質し たと指摘した上で、「人間の権利」を「アナーキー の原理および摘要の類」20) として批判したが、こ こではより明確に次のように論じている.

それは、すべての制度、すべての戒律、すべての教会秩序、ならびに実にすべての社会秩序を拒絶し、いずれ勝利を収め、あなた方の教会を平伏させるだろう。それは、あなた方の区別立てを破壊し、あなた方のすべての財産を競売に付し、あなた方を世界中に追い散らすだろう.²¹⁾

戦争と騒乱がプロテスタントやカトリックの名を 冠した利益に淵源をもっていたのは昔のことであ り、「人間の権利という……狂信的な宗教」が自 国に浸潤し、その基盤を揺さぶらんとしている最中にあって互いに不信と憎悪をかき立てるといったことは、ただただ敵に利するだけの愚かな自滅行為に過ぎない。この点で、宗教を「市民社会の基礎であり、すべての善とすべての慰めの根源である」²²⁾ とみなしていた彼にとって、プロテスタント・アセンダンシーとは、まさに宗教それ自体の存立ばかりか、市民社会の存立をも危うくしかねないものであったということができる.

それゆえにバークは、狂信的なセクトの勃興を 前にして狭隘な「プロテスタントの利益」に固執 するなどまったく愚の骨頂であって、「これらす べての教派は、この新しい、成長中の、根絶的な 体系から身を守ることについて共通の関心を有す る | 23) とした上で、国教として公認された教会の 支持・擁護を強く主唱するのである. 彼は. 国教 会を「宗教と国家との関係をしっかりと保ち, ……これら二つの島を尊重と愛情の密なる関係に 置いておくための大なる連接環である」と位置づ け、そしてそれが「有力な政治的理由から教会と 国家のすべての制度が堅く結びつけられるべき. その王国の主要な土地所有者の大部分の宗教 | で あること、「他のどのような教会制度よりも混合 国制の支柱である王位とより密に結びつき、また 独立した二つの王国の国制をただ一つつなぐ政治 的原理である」こと、ならびに「キリスト教それ 自体の主要な柱石の一つ | であることを挙げて. その十全たるべきことを強く主張している.24)

ことアイルランド国教会についていえば、バークは常々その優位性を頑なに支持・擁護しているが、ここでは次のようにその代替不能性を述べている。「その倒壊は、わたしが明瞭に思いつきうる他の如何なるものも埋めることの能わない大なる空虚感を残すことになろう。わたしはカトリックの位階制を敬うし、プレスビテリアンの共和制を敬うが、しかし……そのいずれかを国教化することへの希望または恐怖がこれらの王国では等しく奇想天外であることを知っている」²⁵⁾と、と同時に彼は、だからこそ、そうしたものを支持・擁護するにあたっては「一片の暴力も、一片の不正

も、あるいは一片の愚行も」²⁶⁾ なされるべきではなく、むしろ統治については諸々が置かれている情況ならびに環境を勘案し、それらに適合すべきことを強調する。彼は、「アイルランドは、確立した政府と法的に国教化された宗教を有しており、それらは保護されてしかるべきである。それは、同様に保護され、しかも理性や原理、感情、利害により導かれ、かの政府に不本意ながら従うべき国民を有している。アイルランドは特殊な情況下にある国である。アイルランドの民衆は大いに混交しており、混交物を構成するそれぞれの数量は互いに甚だ均衡しない」と述べた後で、次のようにいう。

われわれは、全体を一つの慈悲深き立法制度に包含して、この混交した塊体をあたかももっともシンプルな要素から構成されるかのごとく統治すべきか、いやむしろ、異質な大衆の種々様々の必要物に従い、各部にそれを供給すべきではないのか.²⁷⁾

実にこれが、終生バークの頭を悩まし心を痛め たアイルランド統治に関わる主題である. アイル ランド国教会は、君主の、そして上層土地保有者 の大多数の宗教であるが、大多数の民衆の宗教で なく、従って彼らの心を幾ばくも満たすものでな い. 彼は、「これが事物の状態であり、正気であ る者は誰もこれを幸福と呼ぶことなどまったくで きない、しかし、それがアイルランドの状態であ る. 200年に及ぶ経験は、それが不変であること を示した. 多くの猛々しい闘争が教派間で起きて きた、その結果、あなた方は民衆をプロテスタン トにすることができず、彼らもプロテスタント政 府を振り払うことができずにいる」と述べた後で、 以下のように論断している. 曰く,「これが, 経 験の教えるところのものであり、あらゆる類の思 慮分別のある人々すべてが知るところのものであ る. 今日問題なのは、変更することの能わないこ の状態に対してわれわれは可能な限りよくしよう とすべきかということ、これである. |28)

(3)

バークのこうしたプロテスタント・アセンダンシー批判は、1792年1月25日にカトリック救済法案が正式に下院に上程されたことを受けて行われており、この点で、前稿で取り上げた『ラングリッシュ卿への書簡』 (Letter to Sir Hercules Langrishe、1792) と比べてより先鋭で、怒気に満ちたものであった。それは、アイルランド議会があからさまに示した硬直した敵意に触発されたものであり、彼は、「プロテスタント・アセンダンシーについてぺちゃくちゃしゃべる代わりに、プロテスタント議会はどうにかして愛国議会となるよう考えるべきである」²⁹⁾と述べている.

「プロテスタント・アセンダンシー」は、アイ ルランド史にあって非常にポレミカルな用語であ る. それは、プロテスタント・アセンダンシーの 黄昏を悲しみ郷愁を秘めつつ詩「塔」("The Tower")の中で「毅然とした男たち」("upstanding men") を歌い上げたイェイツ (W. B. Yeats) に代 表されるように、³⁰⁾ プロテスタント・アセンダン シーが事物の状態として成り立ちえなくなった 19世紀半ばから20世紀初めにかけてもなお継続 して使用されていたという事実からも明らかであ る. T. イーグルトン (Terry Eagleton) は, 論集 『ヒースクリフと大飢饉』 (Heathcliff and the Great *Hunger*, 1995) の中で、「『アセンダンシー』は、 政治状態を表すものから、ある社会的ブロックと 呼ぶものへと移行しうる. そしてそれは、その後、 従属する者たちに対する強い影響力によって無遠 慮に定義される」といい、また「悦に入って既成 事実をほのめかしながら、その保持のために巧み に用いられる武器でもある」31)とした後で、次の ように指摘している.「そのため『アセンダンシー』 という用語は、緊張と多義性に彩られた、まさに それ自体が一つのテキストである. それは、大文 字と小文字の間を往復して, 社会集団, 政治機構, あるいは精神状態をも暗に示しうる」³²⁾と.これ は、プロテスタント・アセンダンシーという用語 の多義性・重層性を指すが、この用語の由来をめ ぐっても、1792年のカトリック救済法案提出を機縁として創出された新語であるとするW. J. マコーマック(W. J. Mc Cormack)と、ライトボーイ騒擾を機に1786-88年にかけて保守派国教徒から提起されたイデオロギー的なスローガンとして確として使用されていたとする J. ケリ(James Kelly)や J. ヒル(Jacqueline Hill)との間で激しい論戦が交わされている. 33)

長大なアイルランド文学史の中で「アセンダン シー」や「伝統」に焦点を置きつつ英愛関係を詳 細に読み解くことに主眼を置いたマコーマック は、フランス革命の勃発から筆を起こし、バーク を扱った章の中で「世紀末近くになってアイルラ ンドでプロテスタント・アセンダンシーという新 語が現れ、その中に革命時代の反動が方々から素 早くかき集められた」と述べた上で、バークのプ ロテスタント・アセンダンシー批判を基に彼を「議 論の中心的な政治的概念」となった新語の出現に ついての「主要な注釈者」34)であると解している. このようにマコーマックが「プロテスタント・ア センダンシー」をフランス革命後の新語とみなし たことに対し、ケリは、歴史学の立場から 1786-88年にかけて「アイルランド国教会に向けられ た疑念により掻き起こされた保守派プロテスタン トと改進派プロテスタントとの間のイデオロギー 闘争」³⁵⁾ の過程で、最終的にクロイン (Cloyne) の主教 R. ウッドワード (Richard Woodward) に よってその用語の明確なイデオロギー性が確立さ れたとし,³⁶⁾ ヒルも「その用語は,すでに1787-88年にかけてアイルランド国教会を擁護する異 論のないスローガンとして援用され、流通してい た」³⁷⁾と述べている.しかし.こうした用語の由 来をめぐる論戦は確かにその多義性・重層性を示 す一つとして有意ではあるが、フランス革命後の アイルランド史がもっぱらカトリック問題を軸に 突き動かされていくのをみるとき、「それは、確 かに 1786-88 年にかけてウッドワードによってか なり頻繁に用いられたが、1792年までプロテス タントの意識に深く留められなかったと、マコー マックが論じるのは正しいかもしれない」³⁸⁾ との

S. スモール (Stephen Small) の言は正鵠を得た ものであるといいうる.

してみれば、その様態を変えながらも20世紀 初頭まで命脈を保ったプロテスタント・アセンダ ンシーという非常にポレミカルな用語について, もちろん批判といった形ではあるが、その端緒を 開いたのがバークその人であったということにな る. イーグルトンは. アイルランドの歴史を繙き ながら「アセンダンシーは、それが抑えつけた人々 を囲い込むことによっても、排除することによっ てもその支配を揺るぎないものにすることはでき なかった. これがその最終的な衰退の一因をなし ているのは確かである」とした後、「そうであれば、 アイルランドのもっとも重要な政治思想家たちの 永続的な関心事がヘゲモニーの問題であったこと は、別に驚くべきことではない |³⁹⁾ と述べて、い の一番にバークに言及している.彼は、「実際、 アイルランドを占領した如何なる権力も、そのた めに十分広範で、恒久にして揺るぎのないヘゲモ ニーを獲得することはできなかった |⁴⁰⁾ といい. また次のようにも述べている.「ヘゲモニーにとっ ての真の試金石は、支配階級がその精神的権威を 従属者に押しつけ、彼らを道徳的にも政治的にも 統率し、自らの世界観を彼らに納得させうるかど うかということである. そしてすべての点で, 記 録を全体的に考慮するならば、アングロ・アイリッ シュは、実に目にあまる失敗者だったと断定され るに違いない |41) と.

ここで留意すべきは、イーグルトンがアセンダンシーをヘゲモニーの同義語、ないしその一類型とみなしている点である。彼も指摘するように、そもそもヘゲモニーは「支配権」を意味しており、ヘゲモニー樹立の成否は、ひとえに支配される側の「同意」、もっといえば「許容」にかかっている。⁴²⁾であれば、カトリック法の下に一方的に公権を剥奪しカトリックを「市民的隷属状態」にひたすら留置しようとしたプロテスタント・アセンダンシーは、失敗の上塗りに過ぎない、バークがプロテスタント・アセンダンシーを容赦なく批判したのもそのためである。と同時に、彼は本来的

な意味での「アセンダンシー」を批判したのではなく、プロテスタント・アセンダンシーと呼ばれるものの内実を批判したのであり、アイルランドにおいて彼が願ったのは、「支配権」としての確固たるヘゲモニーの樹立であったということにもなる。

しかしながら、彼のプロテスタント・アセンダ ンシー批判の中でとりわけ目を引くのは、200年 もの間、不変なままであったアイルランドの暗澹 たる情態に対する諦念にも似た彼の認識であり. そうした情態の中にあってもなお改善を求めて止 まない彼の姿勢である. このことをもっとも重視 するならば、アイルランドに関して彼が終生その 心をもっとも傾けたのは、確固たるヘゲモニーの 樹立が不可能な中にあって、国制を擁護しつつ、 「慎慮」により「コモンウェルスの利益」を増進 することが如何にして可能かということであ り、43) そのために選挙権を付与してカトリックを 市民社会に招じ入れることが何よりも不可欠であ ると認識されたと考える方がより正しいように思 われる. 実にこれは、『カトリック法論』を企図 して以降. その確信を強めつつ彼が求めて止まな かったものであるが、さらにいえば、この時期彼 がもっとも希求したのはカトリックに対する選挙 権の付与であり、今少しというところで、プロテ スタント・アセンダンシーの大合唱の前にその願 いははかなくも潰えたのである。彼にとってそれ は、因循姑息にして頑迷なる過去の精神がまたぞ ろ息を吹き返し、 狂気じみた過去へと時代をあと 戻しするがごとき愚挙であった。そして、その原 動力がプロテスタント・アセンダンシーという概 念であり、その内実を的確に捉え、いち早く批判 したのが彼バークであったということである. こ の点で、彼の言説が後世にどういった影響を与え たかは別にして、彼は、アイルランド統治の腐敗・ 堕落した精神の精髄をプロテスタント・アセンダ ンシーという言葉にもっともよく見出しえたがゆ えに、それを批判したといいうる.

(4)

カトリックに対する選挙権の付与は「事物の自 然 | ⁴⁴⁾ であるとバークが看取したとおり、翌 1793 年のカトリック救済法によりカトリックは選挙権 を獲得した. とはいえ、ひとえにこれは、フラン スとの関係が急速に悪化し対応を迫られたブリテ ン政府が強力な圧力を行使したことによるが. 45) この間アイルランドではプロテスタント・アセン ダンシーの大合唱がますます大きくなり, 不承不 承カトリック救済法案に同意した国教徒はその内 部に大なる不満と反発をため込むことになった. その結果が1795年のオレンジ協会の誕生である. ところが、バークは、『リチャード宛書簡』でプ ロテスタント・アセンダンシーを批判して以降そ れを主題として論ずることはなく.460 むしろ秘密 結社や徒党を意味するジャントゥ (junto) やキャ ベル (cabal), 公職を利用して私利を図る者を意 味するジョバー (jobber) という言葉を多用して、 徒党・党派に私された統治体制ないし統治を批判 している. 47) これは、彼のプロテスタント・アセ ンダンシー批判の目的がカトリックに対する選挙 権の付与一点にあり、それ以降は、プロテスタン ト・アセンダンシーの内実である、不正・腐敗に 充ち満ちたアイルランド固有の統治に批判の視点 が移行していることを明示している.

註

- 1) 拙論「バークの『ラングリッシュ卿への書 簡』」, 広島文化学園大学『社会情報学研究』 vol.16 (2010), pp.57-73 を参照.
- 2) The Writings and Speeches of Edmund Burke, ed. by P. Langford et. al., 10 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol.IX (1991), p.640, headnote. また, The Correspondence of Edmund Burke, ed. by Thomas W. Copeland et. al., 10 vols. (Cambridge at the University Press & the University of Chicago Press, 1958-1978), vol.VII (1968), p.65 を参照. なお, 旧著作集ではこの書簡が認められた年を

- 1793 年としていたが、書簡集第7巻の編者 (P. J. Marshall & John A. Wood) は、1792年2月19日のリチャード宛書簡を基に同日以後に認められたとし、また新しい著作演説集もこれを踏襲している。To Richard Burke, Jr. (1792.2.19), *ibid.*, p.65, n.5. この著述時期の相違は、バークのプロテスタント・アセンダンシー批判を理解する上でとりわけ重要である。
- 3) Letter to Richard Burke (post 1792.2.19), in Writings, vol.IX, pp.641-642. ここでバークは, 自由を「市民大半の分与産」(Ibid., p.642.) とも呼んでいる.
- 4) この中でバークは、「自由とは、諸刑罰から成るのか!法的無能力から成るのか!長期にわたり継続されてきた、あらゆる階級・財産の住民の五分の四にも及ぶ人々の排除と公権剥奪から成るのか!そうした自由は、もっとも衝撃的な種類の隷属と何が違うのか!」(*Ibid.*, pp.641-642.)と述べている。
- 5) Ibid., p.642.
- 6) Peter. R. Newman, Companion to Irish History; From the Submission of Tyrone to Partition 1603– 1921 (Oxford New York: Facts On File, 1991), p.8 を参照。
- 7) 1782 年アイルランド下院でカトリック救済 法案が審議されていたとき, B. ローチ卿 (Sir Boyle Roche) が「プロテスタント・アセンダ ンシーと矛盾しない限りで」カトリックの救済 を支持すると発言したのが最初であるとされて いる. S. J. Connolly (ed.), *The Oxford Companion to Irish History* (Oxford University Press, 2002, first published in 1998), p.492. また, S. J. Connolly, *Divided Kingdom: Ireland 1630–1800* (Oxford University Press, 2008), p.453 も参照.
- 8) Letter to Richard Burke (post 1792.2.19), in Writings, vol.IX, pp.642-643. このアセンダンシーという用語は、一般に「優位体制」と訳されることが多い.
- 9) To Richard Burke, Jr. (1792.1.26), *Correspondence*, vol.VII, p.40. アイルランド総督であったウェス

真 嶋 正 己

トモーランド伯(Earl of Westmorland)のカトリック救済に対する考えや行動については、さしあたり、R. B. McDowell, *Ireland in the Age of Imperialism and Revolution 1760-1801* (Oxford: Clarendon Press, 1979), pp.394-400 を参照.

- 10) Letter to Richard Burke (post 1792.2.19), in Writings, vol.IX, p.643.
- 11) Ibid., p.644.
- 12) Ibid., p.641.
- 13) Ibid., p.644.
- 14) *Ibid*.
- 15) *Ibid*.
- 16) Ibid., p.645.
- 17) Ibid., p.646.
- 18) Ibid., p.647.
- 19) *Ibid*.
- 20) Speech on the Army Estimates (1790), in The Works of the Right Honourable Edmund Burke, ed. by John C. Nimmo, 12 vols. (Nachdruck der Ausgabe London 1887, Hildesheim · New York: George Olms Verlag, 1975), vol.IV, pp.219-221.
- 21) Letter to Richard Burke (post 1792.2.19), in Writings, vol.1X, p.647.
- 22) Reflections on the Revolution in France (1790), in Writings, vol.VIII (1989), p.141. 半澤孝麿訳『フランス革命の省察』 (みすず書房, 1989年), p.114.
- 23) Letter to Richard Burke (post 1792.2.19), in Writings, vol.IX, p.648.
- 24) *Ibid.*, pp.649-650.
- 25) Ibid., p.650.
- 26) Ibid.
- 27) Ibid., pp.650-651.
- 28) Ibid., p.651.
- 29) Ibid., p.650.
- 30) 藤本黎時『イェイツ-アングロ·アイリッシュのジレンマー』(渓水社,1997年), pp.242-245を参照.ちなみに、イェイツが「毅然とした男たち」としてここで名を挙げているのが、バークとグラタン (Henry Grattan) である.

31) Terry Eagleton, Heathcliff and the Great Hunger: Studies in Irish Culture (London・New York: Verso, 1995), p.33. 鈴木聡訳『表象のアイルランド』(紀伊國屋書店, 1997), pp.65-66.

59

- 32) Ibid., p.34. 邦訳, p.68.
- 33) さしあたり、W. J. Mc Cormack, From Burke to Beckett: Ascendancy, Tradition and Betrayal in Literary History (Cork University Press, 1994, first published in 1985 as Ascendancy and Tradition in Anglo-Irish Literary History from 1789-1939), pp.49-93; James Kelly, "The Genesis of 'Protestant Ascendancy': The Rightboy Disturbances of the 1780s and their Impact upon Protestant Opinion," in Gerard O'Brien (ed.), Parliament, Politics and People: Essay in Eighteenth-Century Irish History (Dublin: Irish Academic Press, 1989), pp.93–127; Jacqueline Hill, "The meaning and significance of 'Protestant ascendancy', 1787-1840," in Ireland after the Union: Proceedings of the second joint meeting of the Royal Irish Academy and the British Academy, London, 1986 (Published for the British Academy by the Oxford University Press, 1989), pp.1-22 を参照.
- 34) W. J. Mc Cormack, *ibid.*, p.57. マコーマックは, その第2章「エドマンド・バークと歴史の想像力」でバークのプロテスタント・アセンダンシー批判を取り扱っている.
- 35) James Kelly, "The Genesis of 'Protestant Ascendancy'," in *op. cit.*, p.94.
- 36) ケリは、1786年2月6日にアイルランド下院でライトボーイの活発な動きによりプロテスタント・アセンダンシーが危険な状態にあると警告したG. オゥグル(George Ogle)を、その用語を明確かつ自覚的に使用した最初の者と位置づけた上で、次のように述べている。「オゥグルはよりよく知られた『プロテスタントの利益』の同義語としてそれを用いたのに対し、ウッドワードは、明確に『プロテスタント・アセンダンシー』を土地の支配、ブリテンとの関係の保持、および教会と国家の既存構造におけるプ

- ロテスタント支配の維持と同等とみなすことにより、その用語の定義および妥当性を詳説した.」(*Ibid.*, p.115.)
- 37) Jacqueline Hill, "The meaning and significance of 'Protestant ascendancy'," in *op. cit.*, p.3. この中でヒルは, ウッドワードは「国教会の保護を『プロテスタント・アセンダンシー』と同一視しようと努めた」(*Ibid.*, p.8.) と述べている.
- 38) Stephen Small, Political Thought in Ireland 1776-1798: Republicanism, Patriotism, and Radicalism (Oxford: Clarendon Press, 2002), p.155, n.1. またこれについてはケリ自身も、選挙権付与問題が政治的争点として勢いを得る中で「プロテスタント・アセンダンシーの観念がより広範な社会的領域で受容されたのは確かである」としている. James Kelly, "The Genesis of 'Protestant Ascendancy'," in op. cit., p.127.
- 39) Terry Eagleton, *op. cit.*, p.32. 邦訳, p.65. バークがプロテスタント・アセンダンシーを批判したことについてイーグルトンは, 「精神的威光と道徳的指導力を表す言葉が, 欺瞞的にも圧制のために用いられることとなった」ことをその理由として挙げている. *Ibid.*, p.33. 邦訳, p.66.
- 40) Ibid., p.29. 邦訳, p.60.
- 41) Ibid., p.31. 邦訳, p.64.
- 42) *Ibid.*, p.29. 邦訳, p.60. この点でイーグルトンが, ヘゲモニーという用語を今日一般的に用いられている「覇権 (supremacy)」という意味で用いていないことに留意する必要がある. *Ibid.*, p.27. 邦訳, pp.57-58 を参照.
- 43) このことについてバークは、『ラングリッシュ 脚への書簡』の中で「コモンウェルスの利益は 残余を圧倒する基準であり、他のすべてのもの は、これに完全に服さなければならない」と述べて いる. Letter to Sir Hercules Langrishe, in Writings, vol.IX, p.605, 中野好之編訳『バーク政 治経済論集 保守主義の精神 』(法政大学出 版局、2000 年)、p.751.
- 44) To Richard Burke, Jr. (1792.1.26), *Correspondence*, vol.VII, p.40.

- 45) J. C. Beckett, A Short History of Ireland (The Cresset Library, 1986, first published in 1952), pp.117-118. 藤森一明・高橋裕之訳『アイルランド史』(八潮出版, 1976), p.167. この中でベケットは、「これ [1793 年のカトリック救済法]は、プロテスタント・アセンダンシーに守勢にまわるよう強いた点で、一つの転換期を画している」(Ibid., p.118. 邦訳、p.167.) としている.
- 46) プロテスタント・アセンダンシーについてバー クは、1795年5月26日ラングリッシュに宛て た書簡の中でわずかに次のように述べている が、これは、その後の言及の好例である。「わ たしは、アイルランドに作用しているところの プロテスタント・アセンダンシーの、これらの 諸地域、およびアジアに作用しているところの インド主義 (indianism) の、そしてヨーロッパ 全体、および人間社会の形勢そのものに作用し ているところのジャコバン主義の諸原理の害意 を過大評価するなど実際にはできないと思いま す. 中でも最後のものは最大の害悪ですが. そ れは、実際他の二つと結合し、それらに源を発 しています.」(Second Letter to Sir Hercules Langrishe (1795.5.26), in *Writings*, vol.IX, p.667.) これに触れて岸本氏は、バークがプロテスタン ト・アセンダンシーとインド主義、ジャコバン 主義の三つを「専制」として三位一体的に捉え ていたことをとくに強調している. 岸本広司 『バーク政治思想の展開』(御茶ノ水書房、2000 年), pp.744-745 参照.
- 47) 註 2) で述べたように『リチャード宛書簡』 が旧著作では誤って 1793 年に認められたとしていたために、コーンは、バークのプロテスタント・アセンダンシー批判を 1793 年にカトリック救済法案が可決・成立した後の出来事と解し、プロテスタント・アセンダンシーを私党・徒党を意味するジャントゥやクリック (click) などと並べて論じているし、マホーニもまた同様に、カトリック救済法案がアイルランド下院で審議されていた 1793 年 2 月から 3 月の文脈の中でプロテスタント・アセンダンシー批判について

真嶋正己 61

述べている. Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics: The Age of the French Revolution* (University of Kentucky Press, 1964), pp.465-466;

Thomas H. D. Mahoney, *Edmund Burke and Ireland* (Harvard University Press, 1960), pp.212–213.